

浜松市いじめの防止等のための基本的な方針

平成 26 年 3 月

平成 29 年 4 月改定

令和 4 年 9 月改定

令和 7 年 4 月改定

浜松市

浜松市いじめの防止等のための基本的な方針

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための基本的な考え方	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの理解	3
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	3
(1) いじめの未然防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	4
(4) 地域や家庭との連携	5
(5) 関係機関との連携	5
第2 浜松市のいじめの防止等のための対策	6
1 浜松市の役割	6
(1) 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」の策定	6
(2) 「浜松市いじめ問題対策連絡協議会」の設置	6
(3) 「いじめ調査委員」の設置	6
(4) 教育委員会の附属機関（「第三者委員会」）の設置	7
2 浜松市のいじめの防止等のための対策	7
(1) 浜松市（地方公共団体）としての対策	7
(2) 浜松市教育委員会（学校の設置者）としての対策	8
3 学校のいじめの防止等のための対策	10
(1) いじめ防止基本方針の策定	10
(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	12
(3) いじめ対策コーディネーターの設置	13
(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	14
(5) いじめが「解消している」状態	17
4 地域や家庭の役割	17
(1) 地域の役割	17
(2) 家庭の役割	17
第3 重大事態への対処	19
1 教育委員会又は学校による調査	19
(1) 重大事態の発生と調査	19
(2) 調査結果の提供及び報告	22
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	23
(1) 再調査	23
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	24

第4	その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項	25
----	---------------------------------	----

はじめに

全てのこどもは、かけがえのない存在であり、社会の宝です。こどもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

しかしながら、こどもが生きる環境の中で、いじめの問題が大きく取り上げられ、また、現実にいじめが起こっていることについて、社会全体が悲痛な思いをしています。

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、こどもの世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

こどもをいじめから守るためには、浜松市民全員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどのこどもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任とを自覚しなければなりません。私たちは様々な人間関係上の諸問題に対し、誰もが真摯に向き合い、「いじめのない環境をつくり出す推進者」であることを自覚する必要があります。

平成25年9月、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行されました。法第12条の規定に基づき、法の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）を参酌して、浜松市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成26年3月「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定し、浜松市のいじめの防止等のための取組を行ってきましたが、過去の改定の経緯を忘れることなく、変化する時代や、全国的に、いじめ重大事態の調査に係る様々な課題も明らかになっていることから、令和6年8月になされた「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂に伴い、今回「市いじめ防止基本方針」の改定を行いました。

浜松市では「市民協働による未来創造への人づくり」を掲げ、未来を創っていくこどもたちを、こどもたちを取り巻く大人が力を合わせて育てていくことを教育理念としています。

保護者や地域住民等との連携の下、こどもの尊厳を脅かすいじめが、いつでも、どこでも、いずれのこどもにも起こり得るものであるとの共通の理解を持って真摯に向き合い、

○全てのこどもたちが、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができ、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること

○全てのこどもたちがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないこと

○いじめが、いじめを受けたこどもたちの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることをこどもたちが十分に理解できること

を目指し、いじめの防止等の取組を推進していきます。

令和7年4月
浜 松 市

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

こどもは人と人との関わりの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、こどもは温かく優しい人間関係の中で伸び伸びと生活できます。

しかし、ひとたびこどもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が生まれると、その場は安全な居場所ではなくなり、いじめを発生させる要因にもなりかねません。こどもにとって、いじめは健やかな成長を阻むだけでなく、将来に向けた希望を失うなど、深刻な影響を与えるものと受け止める必要があります。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的なものではなく、被害者である「いじめを受けたこどもの立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人の表情や様子の観察、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、こどもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(以下「校内いじめ対策委員会」という。)を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、こどもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮

や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

そして、いじめには、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。また、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子どもを対象とした対応が求められます。いじめが起きているとき、いじめを受けている子どもの心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子どもや、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子どももいます。また、いじめを行った子どもといじめを受けた子どもが入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気を持っているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。市民が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子どもを育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子どもの健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1)いじめの未然防止

全ての子どもを、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

このため、学校は教育活動全体を通じ、次の点に取り組めます。

- ①全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子どもの豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養うこと。
- ②いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に

対処できる力を育むこと。

- ③全てのこどもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行うこと。
- ④いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めること。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員自身の気づき・発見、周囲のこどもたちや地域、家庭からの情報の受け止めが重要です。

こどもたちがＳＯＳを発信できるようにすること、いじめのサイン(こどもたちからのＳＯＳ)は、いじめを受けているこどもからも、いじめを行っているこどもからも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどのこどもにも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となってこどもを見守る体制を整え、こどものささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- ①いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- ②学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話等相談窓口の周知等により、こどもがいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- ③学校や教育委員会は、地域、家庭と連携して、こどもを見守る。

(3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けたこどもへの支援・いじめを行ったこどもや周囲のこどもへの指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合には、次のように対応します。

- ①学校は直ちにいじめを受けたこどもやいじめを知らせてきたこどもの安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされるこどもから事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②学校は家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③学校は、「こどもの健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④学校は、「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤学校は、明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4) 地域や家庭との連携

社会総がかりで子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- ① P T Aや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- ② 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。
- ③ より多くの大人がこどもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校や教育委員会は関係機関と適切に連携することが必要であり、そのためにも平素から情報共有体制を構築しておきます。

- ① 関係機関は、警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関、都道府県立・私立学校の主管部局などとする。
- ② 学校や教育委員会は、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンター、法務局等について、子どもや保護者に周知する。

第2 浜松市のいじめの防止等のための対策

1 浜松市の役割

いじめの防止対策等について必要な措置を講じます。また、地域をはじめ学校におけるいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応、組織的な取組等が図られるよう必要な指導や支援を行います。

- 「市いじめ防止基本方針」を策定する。
- 「浜松市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。
- 教育委員会から提出される調査依頼書に基づき調査を行い、いじめの事実関係の確認や学校の対応の検証を行う「いじめ調査委員」を設置する。
- 重大事態（法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）に係る事実関係を明確にするための調査を行う、法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関（浜松市いじめ問題第三者委員会。以下「第三者委員会」という。）を設置する。

※詳細については、「第3 重大事態への対処」に記載

(1)「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」の策定

国の基本方針と学校いじめ防止基本方針の結節点となり、各学校のいじめの防止等の取組の基盤となる「市いじめ防止基本方針」を策定します。

- ①いじめの防止等の対策の基本的な方向を示す。
- ②いじめの未然防止や早期発見、いじめへの対処が、浜松市において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。
- ③いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みを定める。
- ④いじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。
- ⑤より実効性の高い取組を実施するため、「市いじめ防止基本方針」が、「浜松市の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す」というPDCAサイクルを盛り込む。

(2)「浜松市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察等で構成する「浜松市いじめ問題対策連絡協議会」を要綱で設置し、関係機関及び諸団体との連携を図ります。

(3)「いじめ調査委員」の設置

専門知識を有する第三者が、いじめ重大事態につながるおそれのある事案を調査することにより、いじめを受けたこども（浜松市立学校に在籍する児童生徒）やその保護者等の信頼を確保するとともに、事態を客観的に把握し、問題が複雑化、長期化することを防ぐために、市長事務部局に「いじめ調査委員」を設置します。「いじめ調査委員」の活動内容は次の通りです。

- ①学校及び教育委員会が認知したいじめのうち、重大事態につながるおそれのある事案等について調査を行い、その結果を教育委員会に対し報告する。

- ②調査は1件につき複数の委員が担当し、収集した資料調査及び必要に応じて学校関係者、当事者などの聴き取り調査を行う。

(4)教育委員会の附属機関（「第三者委員会」）の設置

法第14条第3項に基づき、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保される附属機関（「第三者委員会」）を設置します。「第三者委員会」の機能は次の通りです。

- ①教育委員会の諮問に応じ、「市いじめ防止基本方針」に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行う。
- ②学校におけるいじめの重大事態の事案について、教育委員会の諮問に応じて、第三者機関として調査を行う。

2 浜松市のいじめの防止等のための対策

(1)浜松市（地方公共団体）としての対策

- ①いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずる。
- ②いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
 - ア いじめの通報・相談を受け付ける体制整備・周知
 - イ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置
- ③いじめの防止等の対策が適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携を強化する。
- ④保護者を対象とした啓発・周知活動の充実を図り、相談窓口の設置など家庭への支援を行う。相談窓口について、こども及び保護者への周知を徹底する。
- ⑤いじめを含む人権啓発資料を作成したり研修会や講座等を開設したりして、保護者や家庭、地域の人権感覚を養い、適切にこどもを指導できるよう支援する。
- ⑥幼児期の教育において、相手を尊重する気持ちを醸成する取組を促進する。
- ⑦情報モラル講座の実施など、インターネット上のいじめ事案に対処する体制を整備する。
- ⑧いじめがこどもの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行う。
- ⑨重大事態への対処
 - ア 市長は、法第28条に定める「重大事態」発生・結果の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、教育委員会又は学校による調査の結果について調査を行うことができ（法第30条第2項）、調査を行ったときは議会に報告する（法第30条第3項）。
 - イ 市長及び教育委員会は調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(2) 浜松市教育委員会（学校の設置者）としての対策

- ①「市いじめ防止基本方針」の内容に沿った対応ができるように、具体的な対応について示した「いじめ対応の手引き」を作成する。
- ②全ての教育活動を通じた道德教育及び体験活動の充実を図る。
- ③こどもが自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援、こども、保護者、教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置を講ずる（リーフレット）。
- ④いじめの未然防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けたこども又はその保護者に対する支援の在り方、いじめを行ったこども又はその保護者に対する助言の在り方、いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況について調査研究及び検証を行い、その成果の普及を図る。
- ⑤いじめを早期に発見するため、こどもに対する定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講じ、各学校におけるアンケート調査、個人面談の取組状況を把握する（はままついじめアンケート、いじめ認知報告書）。
- ⑥学校に在籍するこども及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、スクールサポーター（警察ＯＢ）等の専門家の派遣の依頼、人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制整備を図る。
- ⑦いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、部活動休養日の設定、部活動指導員の配置、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る。
- ⑧学校相互間の連携協力体制を整備する。
- ⑨学校におけるいじめの防止等の取組の点検を行い、その充実を図る。
- ⑩教職員に対する、「いじめ対策コーディネーター研修」等、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう促す。
- ⑪インターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する（ネットパトロール）。またインターネット上のいじめを防止し、及び効果的に対処することができるための必要な啓発活動を実施する（遵法教室、情報モラル指導用教材）。
- ⑫学校だけでは対応できないいじめの問題等の早期対応を図るために、外部専門家等により構成されるいじめ対策等専門家チーム（以下「専門家チーム」という。）を教育委員会内に設置する。
 - ア 専門家チームの委員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家、警察官経験者等の専門的な知識及び経験を有する者を委嘱する。
 - イ 専門家チームの職務は、学校等におけるいじめ問題等に対して、学校や教育委員会が迅速かつ適切に対応するため、専門的な指導及び助言等を行うこととし、活動内容は、いじめ問題等に関する指導及び助言等とする。
- ⑬いじめに対する措置
 - ア 教育委員会は、学校から法第２３条第２項の規定による報告を受けたときは、必

要に応じ当該校に必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示する。また、認知されたいじめの対応状況とその解消に向けた取組状況を把握する。

イ 教育委員会として学校からの報告に係る事案について、法第24条に基づき、自ら必要な調査を行う。

ウ いじめを行った子どもやその保護者に対しては、次のように学校が対応するよう指導助言を行う。

- a. 子どもから事実関係の聴取を行う。
- b. いじめがあったことが確認された場合には、複数の教職員が連携し、心理や福祉等の専門家、教員経験者や警察官経験者など外部の専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- c. 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- d. いじめを行った子どもへの指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- e. いじめを行った子どもが抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、その子どもの安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- f. こどもの個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- g. いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、いじめを受けた子ども等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた子ども等その他の子どもやが安心して教育を受けられるようにするため、特別の指導計画による指導を行う。
- h. 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、いじめを行った子どもに対して懲戒を加えることも考える。

エ いじめを受けた子どもやその他の子どもが安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。いじめを行った子どもの出席停止を命ずる場合、その期間における学習支援等必要な措置を講じ、いじめを行った子どもの立ち直りを支援する。

⑭重大事態への対処

ア 教育委員会又は学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに教育委員会又は学校の下に組織を設け、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

イ 教育委員会又は学校は、重大事態に係る調査を行ったときは、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、事実関係やその他の必要な情報について情報を適切に提供する。

ウ 学校が調査を行う場合、教育委員会は、調査及び情報の提供について、必要な指導及び支援を実施する。

⑮学校評価

ア 学校評価においては、日常のこども理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。

イ こどもや地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする。

⑯教職員面談

教育委員会は、管理職が教職員面談をする際、生徒指導の観点から、いじめの問題を含めた人権尊重の考え方を大切にすることやこどもの日常の様子について把握したり、他の教職員と連携しながらこどもの成長を促す指導をしたりすることなどについて、指導・助言するように指導する。

⑰学校運営改善の支援

ア いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進する。

イ 「校内いじめ対策委員会」の役割が果たされているかを確認し、必要な指導・助言を行う。

ウ 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。

エ 学校がいじめに係る状況及び対策について、学校運営協議会に情報提供するとともに連携・協働による取組を進めるよう働き掛ける。

⑱学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

⑲いじめ防止対策の点検と見直しを行うために、教員、保護者、地域住民に取組状況調査・実態把握調査を行う。調査の項目は、次の通りとする。

ア 「市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」の周知

イ いじめ防止等のための基本的な取組（いじめアンケートの実施、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり・いじめ相談体制の整備等）

ウ いじめに関する啓発活動や研修等の実施

3 学校はいじめの防止等のための対策

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進します。

(1)いじめ防止基本方針の策定

学校は、国、市いじめ防止基本方針等を参考にして、学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

①「学校いじめ防止基本方針」を定める意義

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校はいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応となる。

イ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、こども及びその保護者に対し、こどもが学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加

害行為の抑止につながる。

ウ いじめを行った子どもへの成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った子どもへの支援につなげる。

②「学校いじめ防止基本方針」の内容

ア いじめの未然防止のための取組

いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する多様な取組についての包括的な方針や具体的な指導内容

イ いじめの早期発見・いじめの事案への対処の在り方

ウ 教育相談体制

エ 生徒指導体制

オ 校内研修

※イ～オに関しては、具体的に次のような内容を含む。

a. アンケートの分析と対応、いじめの通報、情報共有等「いじめ対応の手引き」を活用した適切な対処の在り方に関する研修

b. チェックリストの作成・共有と実施

c. 事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る取組（記録の取り方等を含む）

d. いじめを行った子どもが抱える問題を解決するための具体的な対応方針

③「学校いじめ防止基本方針」の評価・見直し

ア より実効性の高い取組を実施するために、「学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直すというPDCAサイクルを盛り込む。

イ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価する。「学校いじめ防止基本方針」における、いじめ防止等のための取組、具体的には、

a. いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

早期発見・事案対処のマニュアル「いじめ対応の手引き」の実行

b. 定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施

c. 校内研修の実施

等について評価する。そして、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

④「学校いじめ防止基本方針」の策定にあたって

ア 保護者、地域住民、学校運営協議会に意見や支援を求める等、実効性のある方針になるように努める。

イ こどもの意見も取り入れるなど、いじめの防止等についてこどもの主体的かつ積極的な参加が確保できるように努める。

⑤「学校いじめ防止基本方針」の公表と説明

ア 「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページ等で公表する。

イ 入学時や各年度の開始時に、「学校いじめ防止基本方針」について、子ども、保護者、学校運営協議会等に説明する。

(2)学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校は、「校内いじめ対策委員会」を設置します。その委員長は校長であり、組織や役割は以下の通りです。

- ①学校の管理職や主幹教諭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員等から組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定し、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の外部専門家を参画させる。これに加え、個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって関係の深い教職員を追加する。

- ②学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

ア いじめの未然防止

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ いじめの早期発見・事案対処

- a. いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- b. いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報やこどもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を定期的に行う役割
- c. いじめに係る情報（いじめが疑われる情報やこども同士の人間関係に関する悩みを含む）があった時には、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係するこどもに対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- d. いじめを受けたこどもに対する支援、いじめを行ったこどもに対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的にする役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- a. 方針に基づく取組の実施や具体的な指導計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- b. 指導計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

- ③「校内いじめ対策委員会」は、的確にいじめの疑いに対する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。特に事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要である。
- ④「校内いじめ対策委員会」は、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、些細な兆候や懸念、こどもからの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て「校内いじめ対策委員会」に報告・相談する。
- ⑤「校内いじめ対策委員会」に集められた情報は、こどもごとに個別に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- ⑥「校内いじめ対策委員会」は、いじめ防止基本方針の策定や見直し、自校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、自校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

- ⑦こどもに最も接する機会の多い学級担任や教科担任が参画し、いじめの未然防止・早期発見の実効化の機能や、教員の経験年数や学級担任制の垣根を超えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させる目的を十分に果たせるような人員配置とする。
- ⑧学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、いじめの未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とする。
- ⑨いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、「校内いじめ対策委員会」は、こども及び保護者に対して、自らの存在や活動について周知に努める。
- ⑩いじめの早期発見のために、いじめを受けたこどもを徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを認識されるようにする。こどもに対する定期的なアンケートを実施する際に、こどもが「校内いじめ対策委員会」の組織の存在や活動内容等について具体的に把握・認識しているかを調査し、取組の改善につなげる。
- ⑪重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

(3)いじめ対策コーディネーターの設置

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ①いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
 - ア 日常的に教職員から情報を収集及び集約する。
 - イ こどもの表れ等から情報を収集及び集約する。
 - ウ 保護者や地域から情報を収集及び集約する。
 - エ 定期的なアンケート調査の計画・実施・分析する。
- ②保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
 - ア 保護者や地域に向けていじめ問題の対応について発信する。
 - イ 教育委員会、児童相談所、警察、家庭裁判所、医療機関等関係機関と連携する窓口となる。
 - ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携する窓口となる。
 - エ 必要に応じて、ケース会議を計画・実施する。
- ③いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
 - 学級づくりを軸として、特別の教科道徳や特別活動を通してこどもたちが円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、人権意識の向上を図るよう働き掛ける。
- ④校内研修の企画・運営する役割
 - 校内研修を企画し、教職員のいじめへの感度を高め、いじめの未然防止・早期発

見・早期対応の共通理解を図る。

(4)学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、教育委員会と連携して、全教職員でいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の対処に当たります。

①いじめの未然防止

- ア 全教職員が、市いじめ防止基本方針及び生徒指導提要(令和4年12月文部科学省。)を理解し、学校いじめ基本方針を効果的に運用する。
- イ 全てのこどもを対象に、いじめに向かわせないための取組として、学級活動や児童会・生徒会活動等で、こどもがいじめの問題について自主的に考え、議論したり、いじめ場面のロールプレイ等体験的な学びの機会を用意したりする等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- ウ こどもが、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくりを行う。
- エ こどもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。
- オ 発達障害を含む、障害のあるこども、海外から帰国したこどもや外国籍のこども、国際結婚の保護者を持つ外国につながるこども、性同一性障害や性的指向・性自認に係るこどもなど、こども一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援を行う。
- カ こどもが傍観者とならず、いじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解するよう努める。
- キ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校風土をつくるとともに、こどもの社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動に取り組む。
- ク 毎年6月12日を基準日として、「いのちについて考える日」を設定し、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。
- ケ 教職員の言動が、こどもを傷つけたり、他のこどもによるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けたこどもの心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っているこどもや、周りで見えていたり、はやし立てたりするこどもを容認するものにほかならず、いじめを受けているこどもを孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- コ 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- サ 家庭や地域に対して、こどもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知を徹底する。

②いじめの早期発見

- ア いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- イ 教職員は、何よりも「こどものちょっとした変化」に気付き、こどもが何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃からこどもの見守りや信頼関係の構築等に努め、こどもが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記事等を通して、日頃からこどもとのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、こどもがいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ウ 「学校いじめ防止基本方針」において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処について定めておく。アンケートの記載内容については、すべて校長が確認する。
- エ アンケート調査や個人面談において、こどもが自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、こどもにとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、こどもからの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。
- オ いじめ等の未然防止及び早期発見に対して、学校がとるべき対応について法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。
- カ 心理、福祉に関する専門家(スクールカウンセラー等)の活用等、こども、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。
- キ 家庭や地域等と連携し、いじめを受けたこどもやいじめについて報告したこどもの立場を守る。

③いじめに対する措置

- ア 教職員がいじめを発見し、又はこどもや保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。
- イ いじめの相談を受けたり、こどもがいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。こどもや保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- ウ 教職員は、教育委員会の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく(児童生徒アンケートや「校内いじめ対策委員会」会議録等の生徒指導関係文書及び教育相談関係文書は5年保存)。記録はすべて公文書であるとの意識を持ち、5W1Hや関係性を明らかにした上で事実を残す。
- エ 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けたこども、いじめを知らせてきたこどもを徹底して守り通す。

オ いじめが確認された場合は、いじめを受けたこどもには、安心できる場を確保し、いじめを行ったこどもには、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けたこどもとその保護者に対する支援、いじめを行ったこどもとその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ て見届ける。いじめを行ったこどもに対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。具体的には、以下のことを実施する。

- a. こどもから事実関係の聴取を行う。
- b. いじめがあったことが確認された場合には、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者や警察官経験者など外部の専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- c. 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- d. いじめを行ったこどもへの指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- e. いじめを行ったこどもが抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、そのこどもの安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- f. こどもの個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- g. いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、いじめを受けたこども等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けたこども等その他のこども等が安心して教育を受けられるようにするため、特別の指導計画による指導を行う。
- h. 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、いじめを行ったこどもに対して懲戒を加えることも考える。

カ 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。こどもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

キ 校長及び教職員は、こどもがいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、こどもに対して訓告や叱責等を加えることができる。

④関係機関との連携

ア 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家等の参加について協力を求める。

イ 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。

(5)いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けたこども及びいじめを行ったこどもについては、日常的に注意深く観察します。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は「校内いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けたこども・いじめを行ったこどもの様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②いじめを受けたこどもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けたこどもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けたこども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けたこどもを徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「校内いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで、いじめを受けたこどもの支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

4 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

地域は、学校や関係機関と適切な連携のもと、実情に応じた対策を推進します。特に、学校と関わりを持ちながら、いじめの未然防止の対応や早期発見に努めます。

①こどもは地域の人に見守られながら、社会性を身に付けていく。地域の中には、様々な団体や組織が活動しているので、地域の人たちは、地域で育つこどもに温かい気持ちで接し、いじめを行うことのないよう積極的に関わりを持つ。

②多くの大人がこどもの悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや学校運営協議会、地域の関係団体と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2)家庭の役割

こどもが社会の一員として自立していくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちま

す。法第9条には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（法第9条第1項）

また、こどもにとって家庭は、ありのままの自分を出することができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- ①「ルールやマナーを守ること」をこどもに教える。
- ②こどもからいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- ③こどもとの触れ合いや対話を大切にする。こどものありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」とこどもが安心感や信頼感で満たされるように努める。
- ④日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景としたこどものちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- ⑤インターネット上のトラブルについて理解し、こどもの使い方や様子に注意を払う。
- ⑥こどもがいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。

ア こどもに、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

イ こどものいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行ったこどもの健全な人格の発達を考える。

ウ いじめの状況に応じて、いじめを行ったこどもが、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態への対処

1 教育委員会又は学校による調査

いじめの重大事態については、市いじめ防止基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省令和6年8月改訂版)」により適切に対応します。

以下に示す内容は、国の基本方針の重大事態への対処（公立学校以外の部分は除く）を参考にしたものです。

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味

「いじめにより」とは、法第28条第1項の各号に規定するこどもの状況に至る要因が当該こどもに対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けるこどもの状況に着目して判断する。例えば、

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、こどもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、こどもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。こども又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、事案について、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けたこども又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の

教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導や適切な支援を行う。

④調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

教育委員会が調査主体となる場合、第三者委員会を、調査を行うための組織とすることも考えられる。

なお、この場合、調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。

また、学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、法第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている校内いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法をとる。

⑤事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情やこどもの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

法第28条の調査を実りあるものにするためには、教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要である。教育委員会又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめを受けたこどもからの聴き取りが可能な場合

いじめを受けたこどもからの聴き取りが可能な場合、いじめを受けたこどもから十分に聴き取るとともに、在籍しているこどもや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けたこどもや情報を提供してくれたこどもを守ることを最優先とした実施調査とする（例えば、質問票の使用に当たり個別の事

案が広く明らかになり、いじめを受けたこどもの学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行ったこどもへの指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けたこどもに対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けたこどもの状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

これらの調査を行うに当たっては、「いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学大臣決定平成25年10月11日(最終決定平成29年3月14日))」別添2の「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

イ いじめを受けたこどもからの聴き取りが不可能な場合

こどもの入院や死亡など、いじめを受けたこどもからの聴き取りが不可能な場合は、当該こどもの保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍しているこどもや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

こどもの自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなったこどもの尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該こどもを最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在籍するこども及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡したこどもが置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在籍するこどもへのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別

の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなったこどもの尊厳の保持や、こどもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

⑥その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、教育委員会の積極的な支援が必要となる場合がある。例えば、教育委員会においては、義務教育段階のこどもに関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けたこども又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

また重大事態が発生した場合に、関係のあったこどもが深く傷つき、学校全体のこどもや保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会及び学校は、こどもや保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2)調査結果の提供及び報告

①いじめを受けたこども及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けたこどもやその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになっ

た事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、調査の公平性・中立性を遵守しつつ、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他のこどものプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた子ども又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍する子どもやその保護者に説明する等の措置を講ずる。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

②調査結果の報告

調査結果については、教育委員会を通じて市長へ、報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた子ども又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1)再調査

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる（浜松市いじめ問題再調査委員会条例（平成26年浜松市条例第41号））。

法第30条第2項で規定する「附属機関を設けて調査を行う等の方法」とは、当該再調査を行うに当たって、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたものである。

「浜松市いじめ問題再調査委員会」は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長の諮問に応じ調査審議する地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関であり、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識及び経験を有する者で構成されている。委員の選任に当たっては、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた子ども及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2)再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事や教育支援課の専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられる。市長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられる。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定し、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

第4 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項

国は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。

したがって、本市においても、3年の経過を目途として又は国の基本方針の見直しを参酌しながら或いは社会状況の変化等を勘案しながら、「市いじめ防止基本方針」を見直し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。